

## 第2章 宮城県の食に関する指導・学校給食の基本的考え方

食に関する指導は、児童生徒が生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るための基礎を培う健康教育の一環として、その果たす役割は非常に大きい。

宮城県では本県教育の目指すべき姿を明確にした「第2期宮城県教育振興基本計画」（平成29年3月）の「教育施策の基本方向2 健やかな体の育成」の中で「食に関心を持ち、元気な子どもの育成」を掲げ「食を通じた心身の健全な育成に向けて、子どもの頃から食に関心を持ち、望ましい食習慣を身に付けて実践するため、食育の総合的な推進を図ります」としている。

また、「第4期宮城県食育推進プラン」（令和3年3月）でも、学校における食育の取組が重要な位置を占めており、食に関する指導の一層の推進が期待される。

### 1 宮城県教育振興基本計画（計画期間：平成29年度～令和8年度まで10年間）

#### 目指す姿

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、多様な個性が輝き、ふるさと宮城の復興を支え、より良い未来を創造する高い志を持った、心身ともに健やかな子供が育っています。

そして、人々が生きがいを持って、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、豊かな文化と活力のある地域社会が形成されています。

#### 目標

1. 自他の命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。
2. 夢や志の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。
3. ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の発展を支える人間を育む。
4. 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。
5. 生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

### 2 第4期宮城県食育推進プラン（計画期間：令和3年度～令和7年度まで5年間）

宮城県では食育基本法 第17条第1項に基づき、国の食育推進基本計画を基本としながら、本県の実情に応じた食育の推進のため「宮城県食育推進プラン」を策定し、県民が食を通じて生涯にわたり健全な心身を培い健康で生き生きとした生活を送れるよう、ライフステージに応じた様々な施策に取り組んできた。現行の第4期宮城県食育推進プランは「次世代へ伝えつなげる食育の推進～健やかに、宮城で生きる～」をコンセプトとして策定されている。

#### 基本目標

◇県民一人一人が、食を生きる上での基本としてとらえ、健全な食生活と心身の健康増進を目指します。

◇多彩で豊富な宮城の食材の理解と食文化の継承を通して、豊かな人間形成を目指します。

#### 行動目標

自らの食についてしっかり考え、食に関する知識や食べ物を選択する能力を習得し、宮城の豊富な食材を活用したバランスのとれた食生活を実践します。

#### 食育推進の基本方向

- 1 健全な食生活に必要な知識の習得と実践能力の育成
- 2 宮城の風土に育まれた食材・食文化の理解と継承
- 3 食の安全安心の推進と非常時への備え
- 4 多様な機関の連携・協働による食育の推進

#### 重点施策

- (1) 食育を通じた健康づくり
- (2) 「食材王国みやぎ」の理解と継承
- (3) 生きる力を育てる食育
- (4) みんなで支えあう食育

#### 第4期宮城県食育推進プランの目標（学校給食に関する項目を抜粋）

項目	ベースライン値 (R1)	目標値 (R7)	出典
(1) 食育を通じた健康づくり			
朝食を毎日食べる人の割合 小学6年生	96.5%	97%	全国学力・学習状況調査
肥満傾向児の出現率	中学校1年生(男子)	14.8%	学校保健統計調査
	中学校1年生(女子)	13.6%	
(2) 「食材王国みやぎ」の理解と継承			
学校給食の地場産農林水産畜産物の利用品目数の割合	39.0%	40%	学校給食地場産物活用状況等調査
宮城県産の食材を使用した郷土料理を年10回以上提供している学校給食施設の割合	92%	95%	全国学校給食週間実施報告

### 3 学校教育の方針と重点（令和4年度版）〈抜粋〉

#### Ⅲ 各種教育の重点

体力向上と健康・安全教育

#### 4 食に関する指導

##### (1) 指導計画の作成と実施

生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育てていくための基礎を培うため、児童生徒等や地域の実態に応じた、食に関する指導に係る全体計画及び年間指導計画を作成し、教育活動全体で継続した食育の推進を図る。

## (2) 食に関する指導の六つの視点

- ・指導に当たっては、食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化の六つの視点により、食を通しての喜びや楽しさ、健康の保持増進、自ら判断できる力、感謝する気持ち、人間関係形成能力、尊重する心を養う。
- ・栄養教諭等の専門性を生かしたり、教科等の内容と関連させた指導を行ったりするなど、教職員間の連携に努める。
- ・学校給食の持つ教育的効果を引き出すように指導に当たる。

## (3) 家庭及び地域社会との連携

- ・家庭や地域においても食育に対する理解が進み、食育の取組が推進されるよう啓発し、学校・家庭・地域が連携した取組を行うことができるように努める。
- ・地域の人材の積極的な活用を図り、地域の産物の活用や郷土の食文化の伝承などに努める。

## (4) 幼稚園等、小学校、中学校、高等学校間の連携・協力

地域の学校が連携・協力し、それぞれの発達の段階に応じた系統的な取組を行うことにより、生涯を通じた望ましい食習慣の形成を図る。

## (5) 個別対応

学校給食においては、食物アレルギー、極端な偏食、肥満・痩身傾向、摂食嚥下機能に課題のある児童生徒等、その他様々な個別対応が必要となる場合がある。それらへの対応については、施設設備や調理能力などを考慮した上で、校内の委員会組織等で安全性を最優先として十分に検討し決定する。

なお、個別の相談等を行うなど、丁寧な対応に努める。